

IV 既に採択されている方へ

平成22年度に継続が予定されている研究課題（以下「継続研究課題」という。）の取り扱いについては、次のとおりです。

1 特別推進研究

- (1) 継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありません。（なお、補助金の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。）
- (2) ただし、**研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。**応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（23頁参照）と同様となりますので、確認してください。この際、研究計画調書の作成に当たって、審査希望分野については、採択時と同じ分野を選択してください。
また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成22年度以降の交付予定額を交付しないことがあります。
なお、研究計画の大幅な変更とは、具体的に①研究目的の変更、②平成22年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更、③研究経費の増額・減額、④研究期間の短縮等をいい、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第二課へ相談してください（「問い合わせ先」（74頁）を参照してください）。

2 特別推進研究以外の研究種目

- (1) 継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありません。（なお、補助金の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。）
 - (2) ただし、**研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。**
応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（23頁参照）と同様となりますので、確認してください。
また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成22年度以降の交付予定額を交付しないことがありますので、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第一課へ相談してください（「問い合わせ先」74頁参照）。
なお、継続研究課題の増額応募については、原則として認めません。
 - (3) 原則として、継続研究課題を辞退して新しい研究課題を応募することは認めません。
ただし、研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合（※）は、平成21年10月27日（火）（必着）までに当該研究課題完了届及び理由書を提出した上で、新しい研究課題を応募することができます。
なお、理由書の内容について、新たな応募研究課題の審査会において不適切と判断された場合には、応募された新たな研究課題は審査の対象外となり、この場合であっても、既に完了した継続研究課題の平成22年度以降の補助金の交付を求めることはできませんので注意してください。
- ※ 「研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合」とは、「基盤研究(C)（一般）」から「基盤研究(B)（一般）」へ変更する場合などですが、「基盤研究(A)（一般）」から「基盤研究(A)（海外学術調査）」など、審査区分のみを変更する場合も含まれます。